

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について  
(令和7年5月14日付け基発0514第1号) で示している改正内容の概要

滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 課長補佐 藤木航将

∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽∽

## 個人事業者に対する元請による指導の新設

施行日：令和8年4月1日～

### 安衛法の条文に新設された「用語」

(法第31条の3第1項)

個人事業者とは、「事業を行う者で、労働者を使用しないもの。」

(法第15条第1項)

作業従事者とは、「事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者。」

→従事する者を従事する労働者（※労働基準法が適用される労働者）と表現していない。つまり、労働者のほか、個人事業者を含むということになる。

### 改正安衛法が適用される「場面」

今般の改正は、「元方事業者」という文言が登場する条文で行われている。元方事業者（※元請のこと）は、請負関係にある関係請負人（※下請のこと）と同じ場所で（※一の場所と表現されることもある）作業を行うことから下請がいる建設工事現場、製造業の構内などで適用される。

＜用語＞（安衛法第15条第1項）＞ ※この定義は変わりません。

- ・「元方事業者」とは、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものをいう。業種は限定していない。
- ・建設業又は造船業を「特定事業」といい、「特定元方事業者」とは、元方事業者のうち、建設業又は造船業を行う事業者をいう。  
→建設業・造船業では同じ場所で違う会社の労働者が混在して作業するケースが多いため、特定元方事業者には統括管理が義務づけられている。

＜元方事業者が登場する条文（他にもあるが以下の二つを紹介します）＞

- ・安衛法第29条第1項・第2項 ←下請を有する全ての業種の元請に適用。
- ・安衛法第31条第1項 ←特定事業には29条ではなく31条を適用。

これらの条文では、元請は、一の場所で下請の労働者が安衛法に違反した行為を行わないよう必要な指導や措置を講じなさいとなっている。

→今般の法改正は、「下請の労働者」を「作業従事者」に拡大するという内容。

(例)

マイホームを建てるときの施工体系

施主

注文住宅をハウスメーカーに依頼  
(発注者=注文者)

元請 (元方事業者) ハウスメーカー (注文者)

↓  
下請

○○○ホームテック (注文者)

↓  
個人事業者 (個人事業主) = 2次下請

【大工 (自営) であったり、塗装工 (自営) 】

大工 (自営) や塗装工 (自営) に労働者だったら順守しなければならない安全行動 (例えば高所作業時のヘルメットの着用) に背信する行為が現場で目撃されたときに、誰が、どのような指導をすることになるのでしょうか。実は、まだ、具体的に示されておりません。そもそも新規則を見てみなければヘルメットの着用が規制対象になるのかどうかも定かではありません。

- ・元請が直接個人事業者に指導するの？
- ・それとも個人事業者を業務委託している個々の事業者に指導するの？
- ・それから個々の事業者は、個人事業者に指導するの？請負なのに？
- ・どこまで踏み込んだ指導をするの？注意喚起だけでよい？

## ＜改正後の条文＞

### ・安衛法第29条第1項

元方事業者は、関係請負人及び関係請負人に係る作業従事者（※令和7年度中は関係請負人の労働者）が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならぬ。

### ・安衛法第31条第1項

特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人の作業従事者（※令和7年度中は労働者）に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

ちなみに・・・

今回の改正より前から段階的に部分的に、個人事業者も安衛法を適用するという動きで今に至っている。これには、令和3年建設アスベスト訴訟の最高裁での国が違法判決を受けたという背景がある。

「元方事業者」が登場しない、個々の事業者と個人事業者との間の業務委託の関係では、例えば

- ①粉じんマスクの着用など健康障害防止に関することについては令和5年度から、
- ②ア) 危険箇所への立入禁止・その旨の表示、イ) 乗車席以外の箇所など特定の危険箇所への搭乗禁止、ウ) 退避に関連する措置・事故等発生時の退避、エ) 特定の場所での喫煙など火気使用の禁止、オ) 悪天候時の作業禁止など作業場所に起因する危険性に対処する措置については令和7年度から

安衛法第20条、第21条、第21条及び第25条に基づく措置の対象に個人事業者も加えられている。

→以上に関しては、「個々の事業者」が、個人事業者に指導（※条文によっては周知）することになっている。

（例）

【粉じん障害防止規則第27条第2項】事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあっては、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

# 60歳以上の高年齢労働者の労災防止対策の努力義務化

施行日：令和8年4月1日～

現在、この分野に関して、国の施策としてあるのが

## エイジフレンドリーガイドライン

さて、安衛法第62条の2第1～3項を新設して、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理等の必要な措置を講じることを事業者の努力義務にするということで、国は、適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるとしているが、今のところ定かになっていない。

### ◎現行のガイドラインの概要

#### 1 安全衛生管理体制の確立

#### 2 職場環境の改善

- ・身体機能の低下を補う設備・装備の導入（主にハード面の対策）
- ・高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）

#### 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

#### 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・健康や体力の状況を踏まえた措置
- ・状況に応じた業務の提供
- ・心身両面にわたる健康保持増進措置

#### 5 安全衛生教育

そういうことで説明  
はできません

# 全事業者へストレスチェックの義務化

施行日：公布日(令和7年5月14日)から3年以内に政令で定める日

- 常用労働者数50人未満の事業場においても、年に1回、ストレスチェックをしなければならなくなります。今の段階で懸念されることを①②③として書き連ねてみました。

①ストレスチェックは医師、保健師、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士が実施することになっている。

おらへんやん・・・

外部の健診機関などに委託するしかない。どこに頼めばよいのか？  
例えば、滋賀県内の主な健診機関として、

滋賀保健研究センター（野洲市永原上町664、077-587-3588）

近畿健康管理センター（栗東市小野501-1、077-551-0500）

があるが、依頼を全部応需できるのだろうか。

それに、委託するに当たって費用もかかる。労働者一人当たりいくらかかるのか？他にも費用はいくらかかるのか？

使用する調査票、高ストレス者の選定基準はパンフレットに載っているので参考にするものの、最終的には個々の事業者が決定することになっている。

この世の社長が皆、聖人君子であると信じてよいか・・・

導入のメソッドについては

独立行政法人労働者健康安全機構滋賀産業保健総合支援センター

(大津市浜大津1-2-22 大津商中三楽ビル8階、077-510-0700)

から無料で助言をいただくことができます。

これについてもセンターは依頼を全部応需できるのだろうか。

②ストレスチェックの判定の結果、高ストレスで仮に本人から申出があった場合は、医師による面接指導は義務だが、これもどこに頼めばよいのか？

今後、霞が関で議論が尽くされ、面接指導が可能な機関一覧を紹介してくれたり、全国で面接指導の無料サービスが展開されることを期待したいが・・・。

③本人の健康保持のために必要な措置について医師からの意見聴取及び医師の意見を勘案し、その必要があると認められるときの労働条件の変更  
労使紛争が起こらないことに越したことはないが・・・。